

# 四日市市総合評価方式ガイドライン

令和6年6月

四日市市総務部調達契約課

## 四日市市総合評価方式ガイドライン目次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式とは	1
(2) 総合評価方式の種類	1
・簡易型	1
・簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】	1
・特別簡易型【試行】	1
(3) 落札者決定方法	2
(4) 技術評価点、価格評価点の設定	2
2. 簡易型について	
(1) 評価項目 [ 簡易型 ]	4
(2) 評価内容、評価基準、評価点 [ 簡易型 ]	4
①地域要件	4
②企業要件	6
③技術者要件	11
④技術力	12
3. 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】について	
(1) 評価項目	
[ 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】 ]	19
(2) 評価内容、評価基準、評価点	
[ 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】 ]	20
①地域要件	20
②企業要件	20
③技術力	24
4. 特別簡易型【試行】について	
(1) 評価項目 [ 特別簡易型【試行】 ]	31
(2) 評価内容、評価基準、評価点 [ 特別簡易型【試行】 ]	31
①地域要件	31
②企業要件	31
5. その他の留意事項等	
(1) 低入札価格調査制度の適用	36
(2) 評価項目等の公表	36
(3) 評価結果の公表	36
(4) 提案内容の担保とペナルティ	37
(5) 入札公告手続き	37
(6) 情報公開	38
(7) 評価結果に対する質問等	38

(8) 提出資料の留意事項	38
(9) ヒアリング無しとする場合の工事内容	39
(10) 特定建設工事共同企業体の場合の評価項目	40
(11) 手続きの流れ	42
6. 参考資料	44
(1) 簡易型評価項目	
(2) 簡易型（技術提案チャレンジ型【試行】）評価項目	
(3) 簡易型評価項目（ヒアリングなし）	
(4) 簡易型（技術提案チャレンジ型【試行】）評価項目（ヒアリングなし）	
(5) 提出資料	
①地域資料	
②会社資料（工事成績評点、優良工事表彰、安全衛生管理）	
③会社資料（地域・社会貢献度）	
④会社実績資料	
⑤施工体制資料	
⑥技術者実績資料	
⑦技術資料	
⑧ヒアリング出席者届出書	

## 1. 総合評価方式の概要

### (1) 総合評価方式とは

公共工事発注において、従来の価格のみで落札業者を決定していたものを価格と価格以外の施工時の安全性、環境配慮、工事業者の技術力等の提案を評価して、価格と価格以外の要素を含めて総合的に判断し、落札業者を決定する方式です。

総合評価方式は価格と品質の両方を評価することから、公共工事からの不良工事を排除し、公共工事の品質確保が促進されるものです。

### (2) 総合評価方式の種類

一般的に「特別簡易型」、「簡易型」、「標準型」、「高度技術提案型」などの種類があり、工事の技術的工夫の余地の大きさ等により適用する類型を検討します。

四日市市の総合評価方式は、「簡易型」又は「特別簡易型」で実施します。なお、簡易型については、下記の2タイプに細別します。

#### ・簡易型（⇒詳細は、p. 3～）

地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目のほか、工事に関する工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題等のテーマにそって作成された技術提案の評価、現場配置技術者の技術力評価と入札価格を総合的に評価する方式です。

技術評価点の配点は、

地域要件、企業要件、技術者要件（13点）＋技術力（17点）

#### ・簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】（⇒詳細は、p. 19～）

地域要件、企業要件の評価項目のほか、工事に関する工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題等のテーマにそって作成された技術提案の評価、現場配置技術者の技術力評価と入札価格を総合的に評価する方式です。

（上記の簡易型と比べ技術者要件等の配点を減らし、技術力の配点を増やしています。）

技術評価点の配点は、

地域要件、企業要件（7点）＋技術力（23点）

また、予定価格が比較的少額の工事や工事内容が簡易な工事等、技術提案を求める必要性が乏しい工事について、「特別簡易型」を試行的に実施します。

#### ・特別簡易型【試行】（⇒詳細は、p. 31～）

地域要件及び企業要件の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

評価点の配点は、

地域要件及び企業要件（30点）

※特別簡易型の発注工事を落札した者は、同じ年度内に発注される特別簡易型の発注工事の入札に参加することはできない。なお、同日に開札があるなど、既に入札参加資格が認められている者で、先に開札があった特別簡易型の発注工事を落札した者は、以降に開札される特別簡易型の入札について、失格（参加資格失効）とする。

（一抜け方式）

### （3）落札者決定方法

下記の加算方式により評価値を算出し評価値による判定を行います。評価値が、最も高い者が落札者となります。

**評価値＝技術評価点＋価格評価点**

ただし、落札者の決定に当たっては、次に掲げる事項を適用します。

- ①入札価格が予定価格を超えた場合は無効とし、評価を行いません。
- ②入札価格が失格基準価格を下回った場合は失格とし、評価を行いません。
- ③入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査制度を適用しますので、評価値が最も高い者であっても、落札者とならない場合があります。
- ④総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査前において、技術審査会、事務局その他の当該案件に関係する者に対し、技術提案の内容に関する質問をするなど、不当な接触があったと技術審査会が判断した者については失格とし、評価を行いません。
- ⑤技術評価点のうち、技術提案に係る評価点が失格基準に該当する場合は失格とし、評価を行いません。
- ⑥技術提案について、提案内容（添付資料等を含む。）が酷似したものが複数の入札参加者から提出されるなど、提案内容について業者間で協議した、又は提案内容を第三者から提供されたと技術審査会が判断したものについては失格とし、評価を行いません。
- ⑦評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(4) 技術評価点、価格評価点の設定

評価値を算定する際の技術評価点、価格評価点は、下記のとおりとします。

①評価点の設定は、次表のとおりとします。

方式	技術評価点配点	価格評価点配点
簡易型 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】 特別簡易型【試行】	30点	70点

②価格評価点の算出方法は、次式のとおりとします。

ア. 入札価格 ≤ 低入札価格の場合

価格評価点 =

$$\text{価格評価点配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 100}$$

イ. 入札価格 > 低入札価格の場合

価格評価点 =

$$\text{価格評価点配点} \times \frac{\text{失格基準価格}}{\text{失格基準価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格基準価格}) / 100 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

※低入札価格とは低入札価格調査基準価格です。

③評価点の端数処理及び表示は、次のとおりとします。

技術評価点は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位まで表示とします。

価格評価点は、小数点第4位以下を切り捨て、小数点第3位まで表示とします。

<落札者決定例>

予定価格 100,000,000円 簡易型

低入札価格調査基準価格 80,000,000円

失格基準価格 75,000,000円

	A社	B社	C社	D社	E社
技術評価点 (30点満点)	20.000	25.000	15.000	15.000	10.000
入札価格	95,000,000	90,000,000	85,000,000	81,000,000	78,000,000
価格評価点 (70点満点)	58.300	61.728	65.584	69.033	69.972
評価値 (技術評価点+価格評価点)	78.300	86.728	80.584	84.033	79.972
順位	5	1	3	2	4
落札者		○			

## 2. 簡易型について

### (1) 評価項目 [ 簡易型 ]

簡易型は、地域要件、企業要件、技術者要件の評価項目と技術力の評価項目として「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」から、発注工事ごとに具体的なテーマを設定して、テーマに対する技術提案書の提出を求めます。また、記載内容について配置予定技術者にヒアリングを実施します。ただし、工事内容により、「ヒアリング無し」とする場合があります。

簡易型の評価項目及び技術評価点の割合は次のとおりとします。

評価分類	評価項目	割合		
		市内本店のみ	市外含む・JV	機械器具設置等
地域要件	工事地域精通度	3%	6%	3%
企業要件	工事成績	33%	30%	30%
	優良工事表彰			
	施工実績			
	地域・社会貢献度			
	安全衛生管理			
技術者要件	施工実績	7%		10%
技術力	工程管理	57%		57%
	品質管理			
	周辺環境			
	施工上の課題			
	ヒアリング			

※評価項目及び技術評価点の割合は、個々の工事の内容に応じて変更する場合があります。

※「機械器具設置等」とは、機械器具設置工事等の業種で、機器設置等の専門工事の比率が高いこと等により、通常の評価項目・配点とは別に定めたものをいいます。

### (2) 評価内容、評価基準、評価点 [ 簡易型 ]

#### ①地域要件

##### ア. 工事地域精通度

発注工事地域の地域事情精通度について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本店等所在地	1	市内に本店を有する	1
		市内に受任者を有する	0.5
		県内に本店又は受任者を有する	0.3
		上記以外	0

※市内本店のみに発注する場合は、本店等所在地の項目設定はありません。

※受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)です。

※本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価します。

※発注時の住所要件が「市内本店又は市内受任者」の場合における本店等所在地の評価基準は、下記のとおりとします。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本店等所在地	1	市内に本店を有する	1
		上記以外	0

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降の 1 契約2,500 万円以上 の市内での工事 施工実績の有無	1	平成 21 年度以降に市内での工事施工実績がある	1
		市内での工事施工実績がない	0

※工事实績は、施工場所等の内容が確認できる契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリ  
ンズ竣工時工事カルテのいずれかを提出してください。

※工事实績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※JV工事实績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※工事实績については発注案件により、民間工事や1次下請を可とする場合もあります。

※市内本店以外を含む機械器具設置等で発注する場合は、市内での工事施工実績の項目設定  
はありません。



## ②企業要件

### ア. 工事成績

本市発注の当該工事業種の過去5年間（令和元年度～令和5年度に完成した工事）の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去5年平均工事成績（当該業種）	2～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 $\text{評価点} = (\text{工事成績平均} - 70) \times 1/5$ ※当該業種の工事成績平均が80点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※当該業種の工事成績平均が70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とします。

※JVで受注した工事の工事成績評点を含む。

ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とします。

※工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）。

◎機械器具設置等の場合は下記のとおりです。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去5年平均工事成績（当該業種）	1～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 $\text{評価点} = (\text{工事成績平均} - 70) \times 1/10$ ※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.05点 ※当該業種の工事成績平均が70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	1.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とします。

※JVで受注した工事の工事成績評点を含む。

ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とします。

※工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）。

## イ. 優良工事表彰

本市の優良建設工事請負業者表彰の実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
当該年度を含む過去5年間の本市優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある	1
		上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5
		優良工事表彰の実績がない	0

※優良工事表彰の実績のわかる書類（①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し）を提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの）。

※JVで表彰された実績も評価の対象となります。

※対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰になります。

※「1 契約の請負金額」は、完成時の請負金額とします。

## ウ. 施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	2(3)	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2 (3)
		平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1 (2)
		同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0 (0)

※機械器具設置等の場合は（ ）内の点数となります。

※JV工事実績は、出資比率20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※同種工事・類似工事は発注工事ごとに同種工事・類似工事に係る要件を評価基準として設定します。要件は、構造・形式、規模、工法等により設定します（〇〇造、延長〇〇m以上、面積〇〇㎡等）。なお、必要な場合は、金額要件を設定します（〇〇円以上）。

※工事実績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※実績資料に記載できる工事実績は1件までです。

※工事実績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術データを含むもの）を提出してください。

※工事実績については発注案件により、民間工事や1次下請を可とする場合があります。

## エ. 地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について、入札参加者が以下の(ア)から(ケ)までの評価内容から任意で選択した5項目及び「(コ) 地元業者施工率」により評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ア) 障害者雇用の有無	0.5	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5
		法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。

上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認します。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。一人分の提出で可)

評価内容	得点	評価基準	評価点
(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無	0.5	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある	0.5
		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない	0

※障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認します。都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無	0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5
		就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0

※育児休業制度については、就業規則の写しにより確認します。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出してください。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しも併せて提出してください(育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(エ) 災害協定締結の有無	0.5	本市と災害協定を締結している	0.5
		本市と災害協定を締結していない	0

※災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(オ) ISO、M-EMSの認証取得の有無	0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMS のいずれかの認証の取得がある	0.5
		ISO9000S、ISO14001、M-EMS の認証を取得していない	0

※ISO9000S、ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証があれば評価します。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無	0.5	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5
		建設キャリアアップシステムを導入していない	0

※建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認します。登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組の有無	0.5	ホワイト企業マークを取得している	0.5
		ホワイト企業マークを取得していない	0

※「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価します。認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ク) 継続教育に係る取組の有無	0.5	CPD (S) 認定講習会の受講歴がある	0.5
		CPD (S) 認定講習会の受講歴がない	0

※継続教育については、雇用している技術者のCPD (S) 認定講習会の受講歴（当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。）を確認します。雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組の有無	0.5	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5
		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0

※三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価します。Webページの写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(コ) 地元業者施工率	2	地元業者施工率が80%以上である	2 (1)
	(1)	地元業者施工率が80%未満である	0

※地元業者施工率については住所要件が市内本店のみの場合は2点の配点、市内本店以外も含めて発注する場合は1点の配点となります。

※総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価します。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいいます。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。

地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認します（施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。）。

なお、機械器具設置等の場合は、「機器費」は算定の対象外とし、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定します。また、他の業種においても、工事ごとに対象外とする工種を設定する場合があります。

施工率（80%）について、建築一式工事は65%とします。また、発注時の地域要件、工法、業種等により率を変更する場合があります。

《元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合》

自社施工額（元請の請負金額のうち1次下請の金額を除いた額）を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額うちの市内本店業者分とします。

## オ. 安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム 認証の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0

※労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価します。認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

## ③技術者要件

### ア. 施工実績

配置予定主任（監理）技術者の施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降 の同種・類似工事 実績の有無等	2 (3) 【3 (4)】	平成 21 年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある、又は令和 2 年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある	2 (3) 【3 (4)】
		若手技術者で平成 21 年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1.5 (2.5) 【2.5 (3.5)】
		平成 21 年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1 (2) 【2 (3)】
		同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0 (0) 【0 (0)】

※ヒアリング無しの場合は【 】内の点数となります。

※機械器具設置等の場合は（ ）内の点数となります。

- ※JV工事实績は、出資比率20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。
- ※若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とします。
- ※同種工事・類似工事は発注工事ごとに同種工事・類似工事に係る要件を評価基準として設定します。要件は、構造・形式、規模、工法等により設定します（〇〇造、延長〇〇m以上、面積〇〇㎡等）。なお、必要な場合は、金額要件を設定します（〇〇円以上）。
- ※工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）を提出してください。
- ※現場代理人としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中（工事を全面的に一時中止している期間を除く）、工事に従事した実績をいいます。なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とします。
- ※主任（監理）技術者としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間（工事を全面的に一時中止している期間を除く）において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいいます。なお、工場製作期間を含む工事实績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とします。
- ※実績資料に記載できる工事实績は1件までです。
- ※優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間（令和2年度～令和6年度）に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出してください。
- ※入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要です。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行います。
- ※工事实績については発注案件により、民間工事や1次下請を可とする場合があります。

#### ④技術力

技術力は、技術提案と技術者のヒアリングにより評価します。なお、個々の工事の内容に応じ、技術力の評価内容、評価基準及び技術評価点を適宜設定することがあります。

#### <技術提案>

簡易型における技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題の中から2つの評価項目を選択します。（工事内容により評価項目を1つとする場合があります）。

選択した評価項目に発注者が具体的なテーマの設定を行います。入札参加者には、そのテーマを踏まえた対策方法等についての技術提案を求めます。

なお、1テーマにつき提案項目を2項目求めます。(工事内容により提案項目を1項目とする場合があります)。

各提案項目の評価は、提案項目あたりの評価点(5段階評価)を用いて採点し、合計点数が当該テーマの得点となります。

#### [技術資料作成上の留意事項]

##### (1) 技術資料様式について

###### ア. 提案項目について

- ・提案項目は、発注者が示す2項目とします。
- ・提案項目1及び2で提案の記述がない提案項目については、評価しません。
- ・発注者が示したものの以外の提案項目を入札参加者で設定し、記述した場合は、その提案項目は評価しません。

※工事内容により提案項目数を変更する場合があります。

※工事内容により発注者が提案項目を示さない場合があります。その場合は、入札参加者がテーマを踏まえた提案項目を設定してください。

なお、提案項目を設定する際、1項目の提案項目の中に複数の提案項目を記述しないでください。

※1項目の提案項目あたり3提案を上限とします。なお、1提案に複数の提案が記載されていると技術審査会が判断したものについては、当該提案のうち、最初に記載されているものを評価します。

###### イ. 様式の「提案内容」欄

- ・発注者が示した提案項目(案件により入札参加者が設定した提案項目)について、留意すべき課題を踏まえた提案内容を、具体的かつ簡潔に記述してください。
- ・記述された提案内容が実施不可能なものについては、評価しません。

###### ウ. 様式の「提案理由及び効果」欄

- ・「提案内容」欄に記述した提案内容により得られる提案理由及び効果を記述してください。

###### エ. 様式の「具体的な確認方法」欄

- ・提案内容毎に具体的な確認方法(発注者が提案内容の履行を確認する方法)を必ず記述してください。
- ・具体的な確認方法の記述がない場合、その提案内容は評価しません。

###### オ. その他留意事項

- ・様式は、A4片面印刷とします。



- ・提案項目 1 及び 2 の提案内容等（上限 3 提案まで）は、所定の様式に収まるように記述し、提出してください。
- ・記述する文字の大きさは、11 ポイント程度にしてください。
- ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないでください。
- ・提案項目 1 及び 2 のそれぞれの提案内容等の記述量については、必要に応じて提案①～③を区分する罫線を移動してください。ただし、発注者が様式として記述した箇所（テーマ、提案項目 1 及び 2 の見出し欄、ページ下の備考など）は加筆、修正及び削除しないでください。

(2) 補足資料様式について

- ア. 補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。
- イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。
- ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を提案項目ごとに最大 1 ページで記述し、提出してください。
- エ. 補足資料様式は、A 4 片面印刷とします。
- オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

[技術提案の採点例]

◆評価項目：「施工上の課題」

◆テーマ：□□□□□□が重要な課題である。このことを踏まえ、「提案項目1 Aの管理について」「提案項目2 B作業の管理について」の2項目について、具体的な対策の提案を求める。

1項目あたりの評価基準	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記以外
1項目あたりの評価点 (2項目の場合)	4.0	3.0	2.0	1.0	0

A社の「施工上の課題」に関する技術提案

提案項目 (2項目)	提案内容と具体的な確認方法	採点
提案項目1 (対策名：Aの管理について)	提案内容：○○、○○、○○。 提案理由及び効果：○○。 確認方法：○○。	3.0
提案項目2 (対策名：B作業の管理について)	提案内容：○○、○○。 提案理由及び効果：○○。 確認方法：○○。	4.0
A社の施工上の課題の得点 (提案項目1及び2の各採点の合計)		7.0点

[失格基準]

(1) 失格基準の設定について

技術提案に係る評価点について、失格基準を設けます。

(2) 失格基準の内容について

失格基準点をテーマごとに算出し、失格基準点以下のテーマがある場合は失格とします。

この場合において、失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1テーマあたりの提案項目数を乗じて得た点数とします。

(3) 失格基準点の算出例

技術力の評価項目が2つの場合で、1テーマあたりの提案項目数を2項目とした場合

$$\begin{aligned} \text{失格基準点} &= 1.0 \text{点} \times 2 \text{項目} \\ &= 2.0 \text{点} \end{aligned}$$

## <ヒアリング>

提出された技術提案書の内容について、配置予定技術者から記載内容や不明点等の確認を行い、業務への取組姿勢及び質疑の応答性について評価します。

なお、工事内容により、「ヒアリング無し」とする場合があります。

また、ヒアリングに関する諸注意については別に定めるものとします。

### ア. 工程管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
工程管理に関する工夫	8(16) ※最大4.0 点(8.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたりの評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)
		少し工夫がある	2.0(4.0)
		標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

### イ. 品質管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
品質管理に関する工夫	8(16) ※最大4.0 点(8.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたりの評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)
		少し工夫がある	2.0(4.0)
		標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

## ウ. 周辺環境

評価内容	得点	評価基準	評価点
周辺環境に関する 工夫	8(16) ※最大4.0 点(8.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたり の評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)
		少し工夫がある	2.0(4.0)
		標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

## エ. 施工上の課題

評価内容	得点	評価基準	評価点
施工上の課題に関 する工夫	8(16) ※最大4.0 点(8.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたり の評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)
		少し工夫がある	2.0(4.0)
		標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

## オ. ヒアリング

評価内容	得点	評価基準	評価点
技術力全般に係る ヒアリング	1	優れている	1
		概ね優れている	0.75
		良好である	0.5
		概ね良好である	0.25
		上記以外	0

※指定日時に実施するヒアリングに配置予定技術者は必ず出席してください。

※ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。

※欠席した場合は評価ができないため、入札は無効とします。

（ただし、発注時に「ヒアリング無し」とした案件は除く。）

※ヒアリングの出席者は、公告で別に指定のある場合を除いて、配置予定技術者（JV の場合は、代表構成員の配置予定技術者）を必ず含め、最大で2名以内とします。ただし、出席できる配置予定技術者（JV の場合は、代表構成員の配置予定技術者）は1名とします。

※「四日市市一般競争入札参加資格確認申請書」の配置予定の技術者等欄は、予備の主任（監理）技術者を記載することができますが、ヒアリングに出席する配置予定技術者は1名としますので、申請書に予備の技術者を記載した場合は、ヒアリング当日までに1名を決め、「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書」をヒアリング時に持参し、提出してください。

### 3. 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】について

#### (1) 評価項目 [ 簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】 ]

簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】は、地域要件、企業要件の評価項目と技術力の評価項目として「工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題」から、発注工事ごとに具体的なテーマを設定して、テーマに対する技術提案書の提出を求めます。また、記載内容について配置予定技術者にヒアリングを実施します。ただし、工事内容により、「ヒアリング無し」とする場合があります。

簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】の評価項目及び技術評価点の割合は次のとおりとします。

評価分類	評価項目	割合
		市内本店のみ
地域要件	工事地域精通度	3%
企業要件	工事成績	20%
	施工実績	
	地域・社会貢献度	
	安全衛生管理	
技術力	工程管理	77%
	品質管理	
	周辺環境	
	施工上の課題	

※評価項目及び技術評価点の割合は、個々の工事の内容に応じ、変更する場合があります。

(2) 評価内容、評価基準、評価点 [ 簡易型 (技術提案チャレンジ型) 【試行】 ]

①地域要件

ア. 工事地域精通度

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降の 1 契約2,500 万円以 上の市内での工事 施工実績の有無	1	平成 21 年度以降に市内での工事施工実績があ る	1
		市内での工事施工実績がない	0

※工事実績は、施工場所等の内容が確認できる契約履行証明・工事完成認定書の写し・コ  
ンズ竣工時工事カルテのいずれかを提出してください。

※工事実績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※JV 工事実績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※工事実績については発注案件により、民間工事や 1 次下請を可とする場合もあります。

②企業要件

ア. 工事成績

本市発注の当該工事業種の過去 5 年間 (令和元年度～令和 5 年度に完成した  
工事) の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去 5 年 平均工事成績 (当該 業種)	1～0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出 方法は、次式のとおりとします。 評価点 = (工事成績平均 - 70) × 1 / 10 ※当該業種の工事成績平均が 80 点以上 : 1 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点 : 0.05 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点未満又は 当該業種工事の実績を有しない : 0 点	1.00～0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績が 1 件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とします。

※JV で受注した工事の工事成績評点を含む。

ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とします。

※工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可 (工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。

## イ. 施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降の 同種・類似工事实績 の有無	1	平成 21 年度以降に同種工事の元請・ J V 工事实績がある	1
		平成 21 年度以降に類似工事の元請・ J V 工事实績がある	0.5
		同種・類似工事の元請・J V 工事实績 がない	0

※ J V 工事实績は、出資比率 20% 以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※同種工事・類似工事は発注工事ごとに同種工事・類似工事に係る要件を評価基準として設定します。要件は、構造・形式、規模、工法等により設定します（〇〇造、延長〇〇m 以上、面積〇〇㎡等）。なお、必要な場合は、金額要件を設定します（〇〇円以上）。

※工事实績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※実績資料に記載できる工事实績は 1 件までです。

※工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリズ竣工時工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリズ竣工時工事カルテ（技術データを含むもの）を提出してください。

※工事实績については発注案件により、民間工事や 1 次下請を可とする場合もあります。

## ウ. 地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について、入札参加者が以下の（ア）から（ケ）までの評価内容から任意で選択した 5 項目及び「（コ）地元業者施工率」により評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
（ア）障害者雇用の 有無	0.5	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが 障害者を雇用している	0.5
		法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用してい ない	0

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業（40.0 人以上の事業主）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が 0 人であること）。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください（8 月 1 日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る）。

上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認します。（併せて令和 6 年



6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。  
一人分の提出で可)

評価内容	得点	評価基準	評価点
(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無	0.5	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある	0.5
		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない	0

※障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認します。都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無	0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5
		就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0

※育児休業制度については、就業規則の写しにより確認します。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出してください。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しも併せて提出してください(育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(エ) 災害協定締結の有無	0.5	本市と災害協定を締結している	0.5
		本市と災害協定を締結していない	0

※災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(オ) ISO、M-EMSの認証取得の有無	0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある	0.5
		ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0

※ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価します。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無	0.5	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5
		建設キャリアアップシステムを導入していない	0

※建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認します。登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組の有無	0.5	ホワイト企業マークを取得している	0.5
		ホワイト企業マークを取得していない	0

※「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価します。認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ク) 継続教育に係る取組の有無	0.5	CPD（S）認定講習会の受講歴がある	0.5
		CPD（S）認定講習会の受講歴がない	0

※継続教育については、雇用している技術者のCPD（S）認定講習会の受講歴（当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。）を確認します。雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用（3か月以上）を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組の有無	0.5	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5
		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0

※三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」

の全ての項目を登録している場合に評価します。Webページの写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(コ) 地元業者施工率	1	地元業者施工率が80%以上である	1 (2)
	(2)	地元業者施工率が80%未満である	0 (0)

※ヒアリング無しの場合は（ ）内の点数となります。

※総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価します。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいいます。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。

地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認します（施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。）。

施工率（80%）について、建築一式工事は65%とします。また、発注時の地域要件、工法、業種等により率を変更する場合があります。

## エ. 安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0

※労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価します。認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

### ③技術力

技術力は、技術提案と技術者のヒアリングにより評価します。なお、個々の工事の内容に応じ、技術力の評価内容、評価基準及び技術評価点を適宜設定することがあります。

#### <技術提案>

簡易型（技術提案チャレンジ型）【試行】における技術力の評価は、企業が発注者の指示する仕様に基づき、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な

施工を確保できるかどうかを確認するため、工程管理・品質管理・周辺環境・施工上の課題の中から2つの評価項目を選択します（工事内容により評価項目を1つとする場合があります。）。

選択した評価項目に発注者が具体的なテーマの設定を行います。入札参加者には、そのテーマを踏まえた対策方法等についての技術提案を求めます。

なお、1テーマにつき提案項目を2項目求めます（工事内容により提案項目を1項目とする場合があります。）。

各提案項目の評価は、提案項目あたりの評価点（5段階評価）を用いて採点し、合計点数が当該テーマの得点となります。

#### [技術資料作成上の留意事項]

##### (1) 技術資料様式について

###### ア. 提案項目について

- ・提案項目は、発注者が示す2項目とします。
- ・提案項目1及び2で提案の記述がない提案項目については、評価しません。
- ・発注者が示したものの以外の提案項目を入札参加者で設定し、記述した場合は、その提案項目は評価しません。

※工事内容により提案項目数を変更する場合があります。

※工事内容により発注者が提案項目を示さない場合があります。その場合は、入札参加者がテーマを踏まえた提案項目を設定してください。

なお、提案項目を設定する際、1項目の提案項目の中に複数の提案項目を記述しないでください。

※1項目の提案項目あたり3提案を上限とします。なお、1提案に複数の提案が記載されていると技術審査会が判断したものについては、当該提案のうち、最初に記載されているものを評価します。

###### イ. 様式の「提案内容」欄

- ・発注者が示した提案項目（案件により入札参加者が設定した提案項目）について、留意すべき課題を踏まえた提案内容を、具体的かつ簡潔に記述してください。
- ・記述された提案内容が実施不可能なものについては、評価しません。

###### ウ. 様式の「提案理由及び効果」欄

- ・「提案内容」欄に記述した提案内容により得られる提案理由及び効果を記述してください。

###### エ. 様式の「具体的な確認方法」欄

- ・提案内容毎に具体的な確認方法（発注者が提案内容の履行を確認する方法）を必ず記述してください。

- ・具体的な確認方法の記述がない場合、その提案内容は評価しません。

オ. その他留意事項

- ・様式は、A 4 片面印刷とします。
- ・提案項目 1 及び 2 の提案内容等（上限 3 提案まで）は、所定の様式に収まるように記述し、提出してください。
- ・記述する文字の大きさは、11 ポイント程度にしてください。
- ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないでください。
- ・提案項目 1 及び 2 のそれぞれの提案内容等の記述量については、必要に応じて提案①～③を区分する罫線を移動してください。ただし、発注者が様式として記述した箇所（テーマ、提案項目 1 及び 2 の見出し欄、ページ下の備考など）は加筆、修正及び削除しないでください。

(2) 補足資料様式について

- ア. 補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。
- イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案項目の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。
- ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を提案項目ごとに最大 1 ページで記述し、提出してください。
- エ. 補足資料様式は、A 4 片面印刷とします。
- オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

[技術提案の採点例]

◆評価項目：「施工上の課題」

◆テーマ：□□□□□□が重要な課題である。このことを踏まえ、「提案項目1 Aの管理について」「提案項目2 B作業の管理について」の2項目について、具体的な対策の提案を求める。

1項目あたりの評価基準	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	少し工夫がある	標準的な記載のみで普通である	左記以外
1項目あたりの評価点 (2項目の場合)	5.5	4.1	2.8	1.4	0

A社の「施工上の課題」に関する技術提案

提案項目 (2項目)	提案内容と具体的な確認方法	採点
提案項目1 (対策名：Aの管理について)	提案内容：○○、○○、○○。 提案理由及び効果：○○。 確認方法：○○。	4.1
提案項目2 (対策名：B作業の管理について)	提案内容：○○、○○。 提案理由及び効果：○○。 確認方法：○○。	5.5
A社の施工上の課題の得点 (提案項目1及び2の各採点の合計)		9.6点

[失格基準]

(1) 失格基準の設定について

技術提案に係る評価点について、失格基準を設けます。

(2) 失格基準の内容について

失格基準点をテーマごとに算出し、失格基準点以下のテーマがある場合は失格とします。

この場合において、失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1テーマあたりの提案項目数を乗じて得た点数とします。

(3) 失格基準点の算出例

技術力の評価項目が2つの場合で、1テーマあたりの提案項目数を2項目とした場合

$$\begin{aligned} \text{失格基準点} &= 1.4 \text{点} \times 2 \text{項目} \\ &= 2.8 \text{点} \end{aligned}$$

## <ヒアリング>

提出された技術提案書の内容について、配置予定技術者から記載内容や不明点等の確認を行い、業務への取組姿勢及び質疑の応答性について評価します。

なお、工事内容により、「ヒアリング無し」とする場合があります。

また、ヒアリングに関する諸注意については別に定めるものとします。

### ア. 工程管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
工程管理に関する工夫	11(22) ※最大5.5 点(11.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたりの評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)
		少し工夫がある	2.8(5.6)
		標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

### イ. 品質管理

評価内容	得点	評価基準	評価点
品質管理に関する工夫	11(22) ※最大5.5 点(11.0 点)/項目 ×2項目	<b>【1項目あたりの評価基準】</b>	<b>【1項目あたりの評価点】</b>
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)
		少し工夫がある	2.8(5.6)
		標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

## ウ. 周辺環境

評価内容	得点	評価基準	評価点
周辺環境に関する工夫	11(22) ※最大5.5 点(11.0 点)/項目 ×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)
		少し工夫がある	2.8(5.6)
		標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。

## エ. 施工上の課題

評価内容	得点	評価基準	評価点
施工上の課題に関する工夫	11(22) ※最大5.5 点(11.0 点)/項目 ×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】
		現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)
		現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)
		少し工夫がある	2.8(5.6)
		標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)
		上記以外	0(0)

※技術力の評価項目が1つ又は提案項目が1項目の場合は( )内の配点となります。

※提案項目ごとに5段階評価で採点し、その合計点数を当該技術力の評価項目の得点とします。



## オ. ヒアリング

評価内容	得点	評価基準	評価点
技術力全般に係る ヒアリング	1	優れている	1
		概ね優れている	0.75
		良好である	0.5
		概ね良好である	0.25
		上記以外	0

※指定日時に実施するヒアリングに配置予定技術者は必ず出席してください。

※ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。

※欠席した場合は評価ができないため、入札は無効とします。

（ただし、発注時に「ヒアリング無し」とした案件は除く。）

※ヒアリングの出席者は、公告で別に指定のある場合を除いて、配置予定技術者を必ず含め、最大で2名以内とします。ただし、出席できる配置予定技術者は1名とします。

※「四日市市一般競争入札参加資格確認申請書」の配置予定の技術者等欄は、予備の主任（監理）技術者を記載することができますが、ヒアリングに出席する配置予定技術者は1名としますので、申請書に予備の技術者を記載した場合は、ヒアリング当日までに1名を決め、「ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書」をヒアリング時に持参し、提出してください。

#### 4. 特別簡易型【試行】について

##### (1) 評価項目 [ 特別簡易型【試行】 ]

特別簡易型【試行】は、地域要件と企業要件の評価項目に係る資料の提出を求めます。

特別簡易型【試行】の評価項目及び技術評価点の割合は次のとおりとします。

評価分類	評価項目	割合
		市内本店のみ
地域要件	工事地域精通度	17%
企業要件	工事成績	83%
	施工実績	
	地域・社会貢献度	
	安全衛生管理	

※評価項目の割合は、個々の工事の内容に応じ、変更する場合があります。

##### (2) 評価内容、評価基準、評価点 [ 特別簡易型【試行】 ]

###### ①地域要件

###### ア. 工事地域精通度

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降の 1 契約2,500 万円以 上の市内での工事 施工実績の有無	5	平成 21 年度以降に市内での工事施工実績があ る	5
		市内での工事施工実績がない	0

※工事实績は、施工場所等の内容が確認できる契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリ  
ンズ竣工時工事カルテのいずれかを提出してください。

※工事实績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※JV工事实績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※工事实績については発注案件により、民間工事や1次下請を可とする場合もあります。

###### ②企業要件

###### ア. 工事成績

本市発注の当該工事業種の過去5年間（令和元年度～令和5年度に完成した  
工事）の工事成績平均について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
本市工事過去 5 年 平均工事成績 (当該 業種)	4~0	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出 方法は、次式のとおりとします。 評価点 = (工事成績平均 - 70) × 2 / 5 ※当該業種の工事成績平均が 80 点以上: 4 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点: 0.2 点 ※当該業種の工事成績平均が 70 点未満又は 当該業種工事の実績を有しない: 0 点	4.00~0

※算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとします。

※工事成績が 1 件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とします。

※JVで受注した工事の工事成績評点を含む。

ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とします。

※工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出してください。

上記写しの代わりに一覧表の提出でも可 (工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。

## イ. 施工実績

発注工事にかかる施工実績について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
平成 21 年度以降の 同種・類似工事实績 の有無	4	平成 21 年度以降に同種工事の元請・ JV工事实績がある	4
		平成 21 年度以降に類似工事の元請・ JV工事实績がある	2
		同種・類似工事の元請・JV工事实績 がない	0

※JV工事实績は、出資比率 20%以上の特定建設工事共同企業体の実績に限ります。

※同種工事・類似工事は発注工事ごとに同種工事・類似工事に係る要件を評価基準として設定  
します。要件は、構造・形式、規模、工法等により設定します (〇〇造、延長〇〇m以上、  
面積〇〇㎡等)。なお、必要な場合は、金額要件を設定します (〇〇円以上)。

※工事实績は、公告日現在で完成していることが必要です。

※実績資料に記載できる工事实績は 1 件までです。

※工事实績は、契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリズ竣工時工事カルテのいずれか  
と工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリズ竣工時工事カルテ (技術デー  
タを含むもの) を提出してください。

※工事实績については発注案件により、民間工事や 1 次下請を可とする場合があります。

## ウ. 地域・社会貢献度

地元及び社会の貢献度について、入札参加者が以下の(ア)から(ケ)までの評価内容から任意で選択した5項目及び「(コ) 地元業者施工率」により評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ア) 障害者雇用の有無	2	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	2
		法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0

※障害者の雇用の促進等に関する法律により義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより法定雇用率による法定雇用が達成されていることを確認します(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出してください(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。

上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認します。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。一人分の提出で可)

評価内容	得点	評価基準	評価点
(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無	2	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある	2
		障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない	0

※障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認します。都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無	2	就業規則等に育児休業制度が規定されている	2
		就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0

※育児休業制度については、就業規則の写しにより確認します。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出してください。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しも併せて提出してください(育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(エ) 災害協定締結の有無	2	本市と災害協定を締結している	2
		本市と災害協定を締結していない	0

※災害協定締結については、本市との災害協定書の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(オ) ISO、M-EMSの認証取得の有無	2	ISO9000S、ISO14001、M-EMS のいずれかの認証の取得がある	2
		ISO9000S、ISO14001、M-EMS の認証を取得していない	0

※ISO9000S、ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証があれば評価します。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行います。その際、認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無	2	建設キャリアアップシステムを導入している	2
		建設キャリアアップシステムを導入していない	0

※建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認します。登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真の提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組の有無	2	ホワイト企業マークを取得している	2
		ホワイト企業マークを取得していない	0

※「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価します。認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行います。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ク) 継続教育に係る取組の有無	2	CPD (S) 認定講習会の受講歴がある	2
		CPD (S) 認定講習会の受講歴がない	0

※継続教育については、雇用している技術者のCPD (S) 認定講習会の受講歴（当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。）を確認します。雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組の有無	2	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	2
		「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0

※三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価します。Webページの写しを提出してください。

評価内容	得点	評価基準	評価点
(コ) 地元業者施工率	5	地元業者施工率が80%以上である	5
		地元業者施工率が80%未満である	0

※総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価します。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいいます。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。

地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認します（施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。）。

施工率（80%）について、建築一式工事は65%とします。また、発注時の地域要件、工法、業種等により率を変更する場合があります。

## エ. 安全衛生管理

労働安全衛生マネジメントシステムの認証について評価します。

評価内容	得点	評価基準	評価点
労働安全衛生マネジメントシステム 認証の有無	2	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	2
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0

※労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA 方式適格 OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価します。認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認します。認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付してください。工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しません。

## 5. その他の留意事項について

### （1）低入札価格調査制度の適用

総合評価方式においては、地方自治法施行令第167条の10の2及び四日市市低入札価格調査実施要綱に規定の低入札価格調査制度を適用します。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、「四日市市低入札価格調査実施要綱」及び「四日市市低入札価格調査マニュアル」に基づく調査後に落札者を決定します。落札候補者の入札価格及び工事費内訳書について、「四日市市低入札価格調査マニュアル」に規定する「2. 基本的判断基準の（1）」及び「3. 見積内訳書の判断基準の（1）」を満足しない場合は失格となります。それ以外の場合は、同マニュアルに基づく調査を行い、同マニュアルに規定する見積内訳等の検討に係る等判断基準1つでも満足しない場合は失格となります。

低入札価格調査基準価格を下回り契約をする場合は、契約保証金、前払金及び技術者の配置について制限があります。

なお、低入札価格調査基準価格、失格基準価格については、「四日市市低入札価格調査実施要綱」において規定された算出式により算出します。

### （2）評価項目等の公表

手続きの透明性・公平性を確保するため、評価項目・評価基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告において明らかにしておきます。

### （3）評価結果の公表

総合評価における入札者の提示した技術提案等の評価及び落札結果等については、開札の翌日までに以下の事項を公表します。

1. 商号又は名称
2. 入札価格
3. 価格評価点
4. 技術評価点
5. 評価値
6. 技術評価点内訳表

※内訳表は、評価項目の各小項目単位の評価点を公表しています。

(技術提案の提案項目毎の評価点は公表対象外)

#### (4) 評価内容の担保とペナルティ

落札者の「技術提案等」については、提案内容を担保するために契約書等へ記載を行うとともに、履行確認協議書を交わし、履行確認を行います。評価項目について提出された資料等と事実が異なったことを確認した場合は、受注者に対してペナルティを課するものとします。

ペナルティの内容は下記のとおりです。

- ①工事完成日の次年度に入札の公告が行われるすべての総合評価方式の工事1件当たり、地元業者施工率の不履行については「5点」、技術力に係る不履行については「10点」を、当該入札参加者の技術評価点の合計値からそれぞれ減点するものとします。
- ②複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となります。
- ③特定JVで受注した工事でペナルティが課される場合、各構成員に対して評価を減点するものとします。
- ④特定JVとして入札参加をする際に、当該特定JVの構成員に減点となる構成員を含む場合は、当該特定JVに対して減点となります。また、各構成員に不履行工事があった場合は、その減点は累積しますが、同一の不履行工事は、重複して減点はしません。

#### (5) 入札公告手続き

入札公告手続きは、告示板及びホームページにおいて一般競争入札に関する共通事項を公告し、工事発注ごとに個別事項を公告します。総合評価方式を適用する工事については、工事発注ごとの個別事項に関する公告において次の事項を公告することとします。



[公告事項]

工事概要

参加資格に関する事項

総合評価方式に関する事項

総合評価方式の種類

評価項目、評価基準、得点配分の設定

評価値の算出

提出資料

同種工事、類似工事

ヒアリング

評価方法及び落札者決定方法

提案内容の履行

提出資料の取扱い

入札結果の公表、入札結果等に対する質問

入札参加確認に関する事項

設計図書等に関する事項

入札に関する事項

支払いに関する事項

予定価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格

その他

**(6) 情報公開**

情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとします。なお、入札参加者から提出された技術資料は公表しないものとします。

**(7) 評価結果に対する質問等**

入札参加者は、公表された自らの評価値や技術評価点（技術提案の提案項目毎の評価点に関する質問は除く）に対して書面により質問することができます。また、入札及び契約に係る苦情申立については、「四日市市入札、契約等に関する苦情処理事務取扱要領」によるものとします。

**(8) 提出資料の留意事項**

総合評価方式の一般競争入札公告に係る入札参加資格確認申請時に申請された提出資料の内容について、添付資料の確認・審査等の結果、申請内容と異なる評価を行う場合があります。この場合、下方評価はしますが上方評価は行いません。確認・審査等は、提出資料のみで行いますので、記載漏れや添付漏れがないように注意して下さい。

#### (9) ヒアリング無しとする場合の工事内容

ヒアリング無しとする場合の工事内容については、以下のとおりです。

- ① 発注業種が「ほ装」の工事
- ② 側溝や水路（内幅 1,000mm未満）、柵など比較的単純な構造物の設置や布設替工事
- ③ 掘削深度の浅い（軽量鋼矢板長 4m以下による土留め）開削や簡易推進による上下水道管及び雨水排水管（大型ボックスカルバート除く）の面整備工事
- ④ 一般的な立坑築造（ケーシング、ライナー等）による小口径管（口径φ800mm未満）推進（カーブ推進除く）工事
- ⑤ 上記に準ずる工事

※ ただし、上記のうち、特殊な資材を使用するもの及び特殊な工法であるもの、交通規制等により周辺環境への影響が特に大きいと想定されるもの、現場条件等が厳しく技術者の技量や厳格な管理を必要とするものは除く。

(10) 特定建設工事共同企業体（JV）の場合の評価項目

発注形態が特定建設工事共同企業体の場合、評価項目の運用については次のとおりとします。なお評価項目以外の運用については本ガイドラインの該当項目を適用して行うものとします。

評価分類	評価項目	評価内容	評価の対象	
			代表者	構成員
地域要件	工事地域精通度	本店所在地	○	
		平成 21 年度以降の 1 契約 2,500 万円以上の市内での工事施工実績の有無※ 2	○	○
企業要件	工事成績※ 1	本市工事過去 5 年平均工事成績（当該業種）	○	○
	優良工事表彰※ 2	当該年度を含む過去 5 年間の優良工事表彰の実績の有無	○	○
	施工実績	平成 21 年度以降の同種・類似工事実績の有無	○	
	地域・社会貢献度 ※ 3	(ア) 障害者雇用の有無	○	
		(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無	○	
		(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無	○	
		(エ) 災害協定締結の有無	○	
		(オ) ISO、M-EMS の認証取得の有無	○	
		(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無	○	
		(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組の有無	○	
(ク) 継続教育に係る取組の有無		○		
(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組の有無		○		
(コ) 地元業者施工率		○		

	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	○	
技術者要件	施工実績	平成 21 年度以降の同種・類似工 事実績の有無等	○	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	○	
	品質管理	品質管理に関する工夫	○	
	周辺環境	周辺環境に関する工夫	○	
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	○	
	ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	○	

※ 1 工事成績平均は、全ての構成員（代表者含む）の工事成績の平均点とする。

【計算例】 甲・乙 JV で、①甲社（79 点、71 点、72 点）、②乙社（74 点）の場合  
 $(79 \text{ 点} + 71 \text{ 点} + 72 \text{ 点} + 74 \text{ 点}) \div 4 = 74 \text{ 点}$

※ 2 いずれかの構成員を対象とする。

※ 3 地域・社会貢献度は、入札参加者が（ア）から（ケ）までの評価内容から任意で選択した 5 項目及び（コ）により評価する。

(11) 手続きの流れ

手続きの流れは、標準的なものについて次のとおりとなります。ただし、実際の日程について定めるものではありません。

事 項	簡易型
適用工事選出	○
評価項目(案)の作成	○
評価項目(案)の審査	○
適用工事、評価項目(案)の審査	○
学識経験者からの意見聴取(適用工事、評価項目)	○
適用工事、評価項目の決定	○
入札公告	○
入札参加資格申請書・技術資料の受付開始	○
	14日
入札参加資格申請書・技術資料の受付終了	○
	1日
入札参加資格の決定	○
担当課の書類審査	○
入札書の郵送開始	○
技術資料の審査評価作業	○
技術評価点の算出	—
入札書の郵送終了	○
ヒアリングの実施	○
技術評価点の算出	○
郵便受取り	
開札	○
評価値の算出	○
低入札価格調査の実施	△
学識経験者からの意見聴取(落札者)	△
落札者の決定	○
契約の締結	○

公告から開札まで 計 30日

# 参 考 资 料

【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店発注)

工事名： ●●工事  
 工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目時点	小項目時点	評価基準	評価点	備考
地域要件	工事地域精進度	平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	33%	10	2.5	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均-70)×1.5 ※当該業種の工事成績平均が90点以上2点 ※当該業種の工事成績平均が70点・0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00-0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年度～令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。
	優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無				1 0.5	・当該業種は●●工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰とする。	
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無				2 1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。	
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無				0.5 0	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)。	
	(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に 対する認定の有無	0.5				・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 ・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。		
	(ウ)次世代育成支援活動実績の有無	0.5 0				・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)		
	(エ)災害協定締結の有無	0.5 0				・本市と災害協定の締結している ・本市と災害協定を締結していない		
	(オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無	0.5 0				・ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある ・ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない		
	(カ)建設キャリアアップシステム導入の有無	0.5 0				・建設キャリアアップシステムを導入している ・建設キャリアアップシステムを導入していない		
	(キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組み の有無	0.5 0				・ホワイト企業マークを取得している ・ホワイト企業マークを取得していない		
(ク)継続教育取組み実績の有無	0.5 0	・CPD(S)認定講習会の受講歴がある ・CPD(S)認定講習会の受講歴がない						
(ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無	0.5 0	・「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある ・「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない						
(コ)地元業者施工率	2 0	・地元業者施工率が80%以上である ・地元業者施工率が80%未満である						
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	0.5	・労働安全衛生マネジメントシステム認証がある ・労働安全衛生マネジメントシステム認証がない					
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	7%	2	2	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある  若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	1.5 1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 ・若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 ・なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(整理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。 ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	57%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている ※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●●●
	品質管理	品質管理に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている ※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●●●
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている ※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●●●
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている ※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●●●
	ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング			1 0.75 0.5 0.25 0	・優れている ・概ね優れている ・良好である ・概ね良好である ・上記以外	1 0.75 0.5 0.25 0	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 ・配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価(技術提案書及びヒアリング)が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任(整理)技術者として配置できない。
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点 技術提案における失格基準の設定	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況より、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準-標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。						

【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型評価項目（市内本店以外を含む発注）

工事名： ●●工事  
 工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考						
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	1 0.5 0.3 0	受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。 本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。						
		平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無				1	1 0		国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 工事実績は、公告日現在で完成していること。					
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	30%	9	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1.5 ※当該業種の工事成績平均が90点以上2点 ※当該業種の工事成績平均が70点-0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない0点	2.00-0	当該業種は●●工事である。 算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 過去5年間(令和元年度～令和6年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。						
		優良工事表彰				当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無	1	1 0.5 0	当該業種は●●工事である。 優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 JVで表彰された実績も評価の対象とする。 対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰とする。					
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無				平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	2	1	1 0	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を証する書類の提出を求める。 契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリスズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を証する書類として、仕様書・図面・コリスズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 工事実績は、公告日現在で完成していること。 実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 提出された書類により判断できない場合は評価しない。			
						平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1	1	1	1	同種・類似工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。			
						同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0	0	0	同種・類似工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。				
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無				(ア)障害者雇用の有無	30%	9	2.5	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数が0人であること)を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)		
						(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無				0	0	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もす認定)の認証の取得がある	0.5	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。
						(ウ)次世代育成支援活動実績の有無				0	0	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もす認定)の認証を取得していない	0	都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。
						(エ)災害協定締結の有無				0	0	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。
						(オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無				0	0	就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	育児休業の規定の写して労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可
(カ)建設キャリアアップシステム導入の有無			0	0	本市と災害協定を締結している	0.5				本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。				
(キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無			0	0	【カフェテリア方式】 左欄の(ア)～(ケ)のうち、最大5項目まで評価する。(各項目は0.5点とし、最大2.5点。)	0.5				ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある				
(ク)継続教育取組み実績の有無			0	0	ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0				ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録等の写しの提出により確認を行う。 認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。				
(ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無			0	0	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5				建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。				
(コ)地元業者施工率			0	0	建設キャリアアップシステムを導入していない	0				「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースフル認定」、「らくみん認定」、「プラチナみるみん認定」又は「見える(は)し認定」のいずれかの認定があれば評価する。 認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。				
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	0.5	0.5	「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースフル認定」、「らくみん認定」、「プラチナみるみん認定」又は「見える(は)し認定」のいずれかの認定があれば評価する。 認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。								
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0	0	0	継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。 雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。								
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	7%	2	2	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある、又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある	2	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5	三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。 Webページの写しの提出を求める。				
		若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある				1.5	0	0	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0	総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のこととする。また、契約内容に抵触し、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。			
		平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある				1	1	1	0	同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	同種・類似工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。		
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	57%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●						
						※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	3.0(6.0)		2.0(4.0)	1.0(2.0)	0(0)			
	品質管理	品質管理に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●						
						※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	3.0(6.0)		2.0(4.0)	1.0(2.0)	0(0)			
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●						
※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目			3.0(6.0)	2.0(4.0)		1.0(2.0)	0(0)							
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●									
			※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	3.0(6.0)		2.0(4.0)	1.0(2.0)	0(0)						
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	1	優れている	1	0.5 0.5 0.25 0									
			概ね優れている	0.75										
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確認通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。	5%	1	1	良好である	0.5	配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価(技術提案書及びヒアリング)が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任(監理)技術者として配置できない。						
						概ね良好である	0.25							
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準 標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。												



【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注)

機械器具設置等の場合

工事名: ●●工事  
 工事場所: 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	3%	1	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	1 0.5 0.5 0	受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。 本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	30%	9	2.5	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点＝(工事成績平均÷70)×1/10 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.05点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	1.00~0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年度～令和5年度)に完成した(工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 ・上記の写しに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。
優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない				1 0.5 0	・当該業種は●●工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰とする。	
施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある 同種・類似工事の元請・JV工事実績がない				3 2 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテのいずれか又は工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。	
地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無  (イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無 (ウ)次世代育成支援活動実績の有無  (エ)災害協定締結の有無  (オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無  (カ)建設キャリアアップシステム導入の有無  (キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無  (ク)継続教育取組み実績の有無  (ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無  (コ)地元業者施工率	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない 就業規則等に育児休業制度が規定されている 就業規則等に育児休業制度が規定されていない 本市と災害協定を締結している 本市と災害協定を締結していない ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない 建設キャリアアップシステムを導入している 建設キャリアアップシステムを導入していない ホワイト企業マークを取得している ホワイト企業マークを取得していない CPD(S)認定講習会の受講歴がある CPD(S)認定講習会の受講歴がない 「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページへの登録がある 「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページへの登録がない				0.5 0 0.5 0 0.5 0.5 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある 労働安全衛生マネジメントシステム認証がない				0.5	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無等  若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	10%	3	3	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある、又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある  若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある  同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	3 2.5 2 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれか又は工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 ・若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 ・なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	57%	17	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 標準的な記載のみで普通である 上記以外	【1項目あたりの評価点】 4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	[テーマを記述する] ●●●●●……	
品質管理	品質管理に関する工夫	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 標準的な記載のみで普通である 上記以外			【1項目あたりの評価点】 4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)			
周辺環境	周辺環境に関する工夫	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 標準的な記載のみで普通である 上記以外			【1項目あたりの評価点】 4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)			
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 標準的な記載のみで普通である 上記以外			【1項目あたりの評価点】 4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)			
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	優れている 概ね優れている 良好である 概ね良好である 上記以外			1 0.75 0.5 0.25 0	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 ・配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価(技術提案書及びヒアリング)が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任(監理)技術者として配置できない。		
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点 技術提案における失格基準の設定	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。						

【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注) 特定建設工事共同企業体(JV)の場合

工事名: ●●工事  
 工事場所: 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	評価の対象		備考	
								代表者	構成員		
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	0 1 0.5 0	○	○	・受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。 ・本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。	
		平成21年度以降の1契約2500万円以上の市内での工事施工実績の有無			1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	○	○	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2500万円以上の工事元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ※評価は、構成員の何れかを対象とする。(提出は一構成員分の提出で可。複数の構成員分の提出があった場合は、低い評価点の実績で評価する) ※工事実績は、公告日現在で完成していること。	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	30%	9	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が0点以上2点 ※当該業種の工事成績平均が0点、0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない0点	2.00~0	○	○	・当該業種は●●工事である。 ・算出中の工事成績平均は、小数点以下四捨五入とする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とする。 ・過去5年間(令和元年度～令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。 ※工事成績平均は、全ての構成員(代表者を含む)の工事成績の平均点とする。	
		優良工事表彰			当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある	1	○	○	・当該業種は●●工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰とする。 ※評価は、構成員の何れかを対象とする。(提出は一構成員分の提出で可。複数の構成員分の提出があった場合は、低い評価点の実績で評価する)
		施工実績			平成21年度以降に同種・類似工事実績の有無	2	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	○	○	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリス竣工工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリス竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。
地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無	(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無 (ウ)次世代育成支援活動実績の有無 (エ)災害協定締結の有無 (オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無 (カ)建設キャリアアップシステム導入の有無 (キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無 (ク)継続教育取組み実績の有無 (ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無 (コ)地元業者施工率	30%	9	0.5	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	○	○	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていることと身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	
					0	法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0	○	○	・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 ・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。	
					0.5	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認定の取得がある	0.5	○	○	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
					0	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認定を取得していない	0	○	○	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
					0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	○	○	・就業規則等に育児休業制度が規定されていること。	
					0	就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	○	○	・就業規則等に育児休業制度が規定されていないこと。	
					0.5	本市と災害協定を締結している	0.5	○	○	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。	
					0	本市と災害協定を締結していない	0	○	○	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。	
					0	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある	0	○	○	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。	
					0	ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0	○	○	・認証されていないこと。	
0.5	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5	○	○	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場適用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。						
0	建設キャリアアップシステムを導入していない	0	○	○	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場適用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。						
0.5	ホワイト企業マークを取得している	0.5	○	○	・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースフル認定」、「くみん認定」、「プラチナくみん認定」又は「えるほし認定」のいずれかの認定があれば評価する。 ・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。						
0	ホワイト企業マークを取得していない	0	○	○	・認定されていないこと。						
0.5	CPD(S)認定講習会の受講歴がある	0.5	○	○	・継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。 ・雇用している技術者の学習履歴証明書及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。						
0	CPD(S)認定講習会の受講歴がない	0	○	○	・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。						
0.5	「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイトWebページへの登録がある	0.5	○	○	・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイトWebページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。 ・Webページの写しの提出を求める。						
0	「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイトWebページへの登録がない	0	○	○	・Webページの写しの提出を求める。						
1	地元業者施工率が80%以上である	1	○	○	・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率は、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のこととする。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 ・地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請向け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。 ※元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合、自社施工額(元請の請負金額のうち一次下請の金額を除いた額)を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額のうち市内本店業者分とする。						
0	地元業者施工率が80%未満である	0	○	○	・地元業者施工率が80%未満であること。						
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある 労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.5	0	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	○	○	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JSHA方式規格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。	
					0	労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0	○	○	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JSHA方式規格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。	
技術者要件	施工実績	平成21年度以降に同種・類似工事実績の有無	7%	2	2	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある。又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある	2	○	○	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリス竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリス竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 ・若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。	
					1.5	若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1.5	○	○	・若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。	
					1	平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1	○	○	・平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績があること。 ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	5%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●	
					※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)				
					項目	少し工夫がある	2.0(4.0)				
					標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)					
					上記以外	0(0)					
品質管理	品質管理に関する工夫	品質管理に関する工夫	5%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●	
					※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)				
					項目	少し工夫がある	2.0(4.0)				
					標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)					
					上記以外	0(0)					
周辺環境	周辺環境に関する工夫	周辺環境に関する工夫	5%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●	
					※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)				
					項目	少し工夫がある	2.0(4.0)				
					標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)					
					上記以外	0(0)					
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	施工上の課題に関する工夫	5%	17	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●	
					※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)				
					項目	少し工夫がある	2.0(4.0)				
					標準的な記載のみで普通である	1.0(2.0)					
					上記以外	0(0)					
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	5%	17	1	優れている	1	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●	
					1	概ね優れている	0.75				
					1	良好である	0.5				
					1	概ね良好である	0.25				
					1	上記以外	0				
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 特定JVの構成員となる構成員を含む場合は、当該特定JVに列して減点となる。各構成員に不履行工事があった場合は、その減点は累積するが、同一の不履行工事は、重複して減点はしない。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ことに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2)とする。	0	0	0	0	○	○	【テーマを記述する】 ●●●●●●●●		
										技術提案における失格基準の設定	0

【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型(技術提案チャレンジ型【試行】)評価項目

工事名： ●●工事

工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考
地域要件	工事地域精通度	平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	20%	6	2.5	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/10 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.05点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	1.00~0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年~令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無				1 0.5 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を認める書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を認める書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。	
地域・社会貢献度	(ア) 障害者雇用の有無	(ア) 障害者雇用の有無	20%	6	2.5	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用率が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)
	(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無	(イ) 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある				0.5	・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 ・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。	
	(ウ) 次世代育成支援活動実績の有無	就業規則等に育児休業制度が規定されている				0.5	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
	(エ) 災害協定締結の有無	本市と災害協定を締結している				0.5	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。	
	(オ) ISO、M-EMSの認証取得の有無	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある				0.5	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。	
	(カ) 建設キャリアアップシステム導入の有無	建設キャリアアップシステムを導入している				0.5	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。	
	(キ) 働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無	ホワイト企業マークを取得している				0.5	・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。 ・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。	
	(ク) 継続教育取組み実績の有無	CPD(S) 認定講習会の受講歴がある				0.5	・継続教育については、雇用している技術者のCPD(S) 認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。 ・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。	
	(ケ) 若手技術者等の確保に係る取組みの有無	「みえる・わかる・つながる！ 職業ポータルサイト」Webページへの登録がある				0.5	・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！ 職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。 ・Webページの写しの提出を求める。	
	(コ) 地元業者施工率	地元業者施工率が80%以上である				1	・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料及び経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。	
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。				
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	77%	23	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	[テーマを記述する] ●●●●●・・・	
	品質管理	品質管理に関する工夫			11(22)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている		5.5(11.0)
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			11(22)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている		5.5(11.0)
					※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている		4.1(8.2)
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫			11(22)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている		5.5(11.0)
ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング	11(22)	現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)				
		※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)				
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。						
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 48 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.8)とする。						

【ヒアリング無し】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店発注)

工事名： ●●工事  
 工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考
地域要件	工事地域精通度	平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績(当該業種)	33%	10	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/5 ※当該業種の工事成績平均が90点以上:2点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	2.00~0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年度~令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。
	優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間の本市優良工事表彰の実績の有無			1	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある	1 0.5	・当該業種は●●工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 ・上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰~令和6年度表彰とする。
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無			2	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある 同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	2 1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無 (イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無 (ウ)次世代育成支援活動実績の有無 (エ)災害協定締結の有無 (オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無 (カ)建設キャリアアップシステム導入の有無 (キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無 (ク)継続教育取組み実績の有無 (ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無 (コ)地元業者施工率 安全衛生管理			【カフェテリア方式】左欄の(ア)~(ケ)のうち、最大9項目まで評価する。(各項目は0.5点とし、最大2.5点。)	0.5 0 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 2 0.5	0.5 0 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0 2 0.5	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用に義務付けられている企業(40人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可) ・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 ・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。 ・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可) ・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。 ・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ・※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。 ・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。 ・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。 ・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。 ・継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。 ・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。 ・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある ・「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない ・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 ・地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。 ・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ・※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	3	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある 若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	3 2.5 2 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 ・若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 ・なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度~令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	16	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●
	品質管理	品質管理に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●
	施工上の課題	施工上の課題に関する工夫			8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外	4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点 技術提案における失格基準の設定	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確認通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く)ことに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。						

【ヒアリング無し】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注)

工事名： ●●工事

工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考		
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	1	市内に本店を有する 市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外	1 0.5 0.3 0	受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。 本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。		
		平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無			1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 工事実績は、公告日現在で完成していること。		
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)			2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均÷70)×1.5 ※当該業種の工事成績平均が60点以上・2点 ※当該業種の工事成績平均が70点・0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない・0点	2.00~0	当該業種は●●工事である。 算出式中の工事成績平均は、小数点以下四捨五入とする。 工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 JVで受注した工事の工事成績点を含む。 過去5年間(令和元年度～令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。		
					優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無	1	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない	1 0.5 0	当該業種は●●工事である。 優良工事表彰の実績のわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し)を提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。 JVで表彰された実績も評価の対象とする。 対象となる優良工事表彰は、令和2年度表彰～令和6年度表彰とする。
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	1	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 契約履行証明・工事完成認定書の写し、コシズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コシズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 工事実績は、公告日現在で完成していること。 実績資料に記載できる工事実績は1件まで 提出された書類により判断できない場合は評価しない。	2 1	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 契約履行証明・工事完成認定書の写し、コシズ竣工工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コシズ竣工工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 工事実績は、公告日現在で完成していること。 実績資料に記載できる工事実績は1件まで 提出された書類により判断できない場合は評価しない。		
			2	平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	2	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。	2 0	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。		
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無	1	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	0.5	障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)		
			0	法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない	0.5 0	障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。		
		(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に 対する認定の有無	0.5	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	0.5	労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 (育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)		
			0	就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	本市と災害協定を締結している	0.5	本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。		
		(ウ)次世代育成支援活動実績の有無	0.5	本市と災害協定を締結していない	0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある	0.5	ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。		
		(エ)災害協定締結の有無	0.5	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5	建設キャリアアップシステムを導入していない	0.5 0	建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。		
(オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無		0.5	ホワイト企業マークを取得している	0.5	ホワイト企業マークを取得していない	0.5 0	「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースール認定」、「ぐるみん認定」、「プラチナぐるみん認定」又は「えるほし認定」のいずれかの認定があれば評価する。 認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。			
(カ)建設キャリアアップシステム導入の有無		0.5	CPD(S)認定講習会の受講歴がある	0.5	CPD(S)認定講習会の受講歴がない	0.5 0	継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。 雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。			
(キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無	0.5	「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5	「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0.5 0	三重県が運営する「みえる・わかる・つながる」職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。 Webページの写しの提出を求める。				
(ク)継続教育取組み実績の有無	0.5	地元業者施工率が80%以上である	1	地元業者施工率が80%未満である	1 0	総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。				
(ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.5 0	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式規格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。				
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0.5 0	労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式規格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。			
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	1	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	3	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 契約履行証明・工事完成認定書の写し、コシズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コシズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 提出された書類により判断できない場合は評価しない。 入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。	3 2.5 2	国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 契約履行証明・工事完成認定書の写し、コシズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)のいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コシズ竣工工事カルテ(技術者・技術データを含むもの)を提出すること。 若手技術者は令和6年6月1日現在で満45歳以下とする。 現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 主任(監理)技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績とする。 実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 提出された書類により判断できない場合は評価しない。 入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間(令和2年度～令和6年度表彰)に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。
					2.5	若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2.5	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。	2.5 0	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。
					2	平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	2	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。	2 0	同種工事とは、●●をいう。 類似工事とは、●●をいう。
					0	同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0		0	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	16	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●		
					※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)			
	品質管理	品質管理に関する工夫	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●				
			※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)					
	周辺環境	周辺環境に関する工夫	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●				
※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目			現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)						
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	8(16)	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)	[テーマを記述する] ●●●●●●●●					
		※最大4.0点(8.0点)/項目×2項目	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3.0(6.0)						
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行評定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。								
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準・標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。								

【ヒアリング無し】総合評価方式簡易型評価項目(市内本店以外を含む発注) 特定建設工事共同企業体(JV)の場合

工事名: ●●工事  
 工事場所: 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	評価の対象		備考
								代表者	構成員	
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	市内に本店を有する	1	0	○		*受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者(支店又は営業所)をいう。 *本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。
		市内に受任者を有する 県内に本店又は受任者を有する 上記以外			0.5 0.3 0					
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	30%	9	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとする。 評価点=(工事成績平均÷70)×1.5 ※当該業種の工事成績平均が90点以上 2点 ※当該業種の工事成績平均が70点・0点 ※70点未満又は当該業種工事の成績を有しない0点	2.00~0	0	○		*当該業種は●●●●工事である。 *算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 *工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 *JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。ただし、算出対象の工事が重複した場合は、ひとつの工事のみ対象とする。 *過去5年間(令和2年度~令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出も可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。 *工事成績平均は、全ての構成員(代表者を含む)の工事成績の平均点とする。
		優良工事表彰 当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無			当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある 上記以外で優良工事表彰の実績がある 優良工事表彰の実績がない	1 0.5 0				
施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある 同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	2 1 0	0	○		*国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を記載できる書類の提出を求める。 *契約履行証明・工事完成認定書の写し・コンクリート工事工事カルテのいずれかと工事内容を記載できる書類として、仕様書・図面・コンクリート工事工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 *工事実績は、公告日現在で完成していること。 *実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 *提出された書類により判断できない場合は評価しない。			
地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無 (イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無 (ウ)次世代育成支援活動実績の有無 (エ)災害協定締結の有無 (オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無 (カ)建設キャリアアップシステム導入の有無 (キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無 (ク)継続教育取組み実績の有無 (ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無 (コ)地元業者施工率 安全衛生管理	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している 法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない 就業規則等に育児休業制度が規定されている 就業規則等に育児休業制度が規定されていない 本市と災害協定を締結している 本市と災害協定を締結していない 【カフェテリア方式】 左欄の(ア)~(ケ)のうち、最大3項目まで評価する。(各項目は0.5点とし、最大2.5点。)	0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0 0.5 0					0	○	
技術者要件	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無	10%	3	平成21年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある 若手技術者で平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある 同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	3 2.5 2 0	0			
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	54%	16	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4.0(8.0)		0	○	
品質管理	品質管理に関する工夫	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外			3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)					
周辺環境	周辺環境に関する工夫	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外			4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)					
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	【1項目あたりの評価基準】 現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている 現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている 少し工夫がある 標準的な記載のみで普通である 上記以外			4.0(8.0) 3.0(6.0) 2.0(4.0) 1.0(2.0) 0(0)					
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点		この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。 特定JVの構成員に減点となる場合は、当該特定JVに算出された減点となる。各構成員に不履行工事があった場合は、その減点は累積するが、同一の不履行工事は、重複して減点はない。 失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準・標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.0)とする。							

【ヒアリング無し】総合評価方式簡易型(技術提案チャレンジ型【試行】)評価項目

工事名： ●●工事

工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考	
地域要件	工事地域精通度	平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	3%	1	1	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	1 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	23%	7	2.5	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×1/10 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:1点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.05点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	1.00~0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年度~令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評価通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。	
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無				平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	1	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を認認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテのいずれかと工事内容を認認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。	
						平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	0.5	・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。	
						同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0		
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無				法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用率が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	
						法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0		
						(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認認の取得がある	0.5	・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。	
						障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認認を取得していない	0	・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。	
						(ウ)次世代育成支援活動実績の有無	就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。
						就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	(育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
(エ)災害協定締結の有無			本市と災害協定を締結している	0.5	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。				
本市と災害協定を締結していない			0						
(オ)ISO、M-EMSの認認取得の有無			ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認認の取得がある	0.5	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認認があれば評価する。認認については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認認されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。				
ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認認を取得していない			0						
(カ)建設キャリアアップシステム導入の有無	建設キャリアアップシステムを導入している	0.5	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。						
建設キャリアアップシステムを導入していない	0	・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。							
(キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無	ホワイト企業マークを取得している	0.5	・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。						
ホワイト企業マークを取得していない	0	・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。							
(ク)継続教育取組み実績の有無	CPD(S)認定講習会の受講歴がある	0.5	・継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。						
CPD(S)認定講習会の受講歴がない	0	・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。							
(ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無	「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5	・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。						
「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0	・Webページの写しの提出を求める。							
(コ)地元業者施工率	地元業者施工率が80%以上である	2	・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料及び経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。						
地元業者施工率が80%未満である	0								
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認認の有無	0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認認がある	0.5	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認認について評価する。				
労働安全衛生マネジメントシステム認認がない	0	・認認については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認認されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。							
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	11(22) ※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	[テーマを記述する] ●●●●●・・・			
				現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)				
	現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)							
	少し工夫がある	2.8(5.5)							
標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)								
上記以外	0(0)								
品質管理	品質管理に関する工夫	11(22) ※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	[テーマを記述する] ●●●●●・・・				
			現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)					
現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)								
少し工夫がある	2.8(5.5)								
標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)								
上記以外	0(0)								
周辺環境	周辺環境に関する工夫	11(22) ※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	[テーマを記述する] ●●●●●・・・				
			現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)					
現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)								
少し工夫がある	2.8(5.5)								
標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)								
上記以外	0(0)								
施工上の課題	施工上の課題に関する工夫	11(22) ※最大5.5点(11.0点)/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	[テーマを記述する] ●●●●●・・・				
			現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	5.5(11.0)					
現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	4.1(8.2)								
少し工夫がある	2.8(5.5)								
標準的な記載のみで普通である	1.4(2.8)								
上記以外	0(0)								
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。							
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目(ヒアリングを除く。)ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準:標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数(2.8)とする。							

総合評価方式特別簡易型評価項目

工事名： ●●工事  
 工事場所： 四日市市 ●● 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考	
地域要件	工事地域精進度	平成21年度以降の1契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無	17%	5	5	平成21年度以降に市内での工事施工実績がある 市内での工事施工実績がない	5 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 (当該業種)	83%	25	10	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点=(工事成績平均-70)×2/5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上:4点 ※当該業種の工事成績平均が70点:0.2点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない:0点	4.00~0	・当該業種は●●工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評価点を含む。 ・過去5年間(令和元年度~令和5年度に完成した工事)の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。	
	施工実績	平成21年度以降の同種・類似工事実績の有無				4	平成21年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある 平成21年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある 同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	4 2 0	・国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人の何れかが発注し、平成21年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限る)として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ(技術データを含むもの)を提出すること。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。  ・同種工事とは、●●をいう。 ・類似工事とは、●●をいう。
	地域・社会貢献度	(ア)障害者雇用の有無				法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	2	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること)を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度ののものに限る)。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)	
						法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0		
		(イ)障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無				障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証の取得がある	2	・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。	
						障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)の認証を取得していない	0	・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。	
		(ウ)次世代育成支援活動実績の有無				就業規則等に育児休業制度が規定されている	2	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。	
						就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	・育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)	
		(エ)災害協定締結の有無				本市と災害協定を締結している	2	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。	
						本市と災害協定を締結していない	0		
(オ)ISO、M-EMSの認証取得の有無		ISO9000S、ISO14001、M-EMSのいずれかの認証の取得がある	2	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。					
		ISO9000S、ISO14001、M-EMSの認証を取得していない	0						
(カ)建設キャリアアップシステム導入の有無	建設キャリアアップシステムを導入している	2	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。						
	建設キャリアアップシステムを導入していない	0							
(キ)働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無	ホワイト企業マークを取得している	2	・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くろみん認定」、「プラチナくろみん認定」又は「えるほし認定」のいずれかの認定があれば評価する。						
	ホワイト企業マークを取得していない	0	・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。						
	CPD(S)認定講習会の受講歴がある	2	・継続教育については、雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)を確認する。						
	CPD(S)認定講習会の受講歴がない	0	・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。						
(ケ)若手技術者等の確保に係る取組みの有無	「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	2	・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。						
	「みえる・わかる・つながる! 職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0	・Webページの写しの提出を求める。						
(コ)地元業者施工率	地元業者施工率が80%以上である	5	・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び一次下請)の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する(施工において最終的に80%未満になると減点対象となる)。						
	地元業者施工率が80%未満である	0							
安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	2	・労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。					
		労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0	・※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。					
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。							



## 地域資料 (地域における工事实績)

会社名

---

No.●●

地域における工事实績について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内      該当する工事实績なし

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

市内の工事实績を提出すること。(1つの契約で2,500万円以上であり、平成21年度以降に完成した国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)に限る。)

なお、上記工事に関する次の書類のいずれかを添付し、提出すること。

右記のいずれか	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写し <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写し <input type="checkbox"/> 竣工登録されたコリンズ登録内容確認書(工事实績)の写し
---------	---

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。

## 会社資料 (工事成績評点、優良工事表彰、安全衛生管理)

会社名

---

No.●●

工事成績評点等について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目にチェックする。)

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| 工事成績評点<br><input type="checkbox"/> 実績あり(    件)    | <input type="checkbox"/> 実績なし |
| 優良工事表彰<br><input type="checkbox"/> 実績あり           | <input type="checkbox"/> 実績なし |
| 労働安全衛生マネジメントシステム<br><input type="checkbox"/> 認証あり | <input type="checkbox"/> 認証なし |

※実績等がある場合は必ず、証明書類を添付してください。

### 工事成績評点について

公告において明示した業種について、過去5年間(令和元年度～令和5年度に完成した工事)の本市発注の工事成績評点がわかる書類の写しを提出すること。写しの代わりに一覧表の提出でも可(工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの)。工事成績は期間中の全件とし、平均値(小数点以下切捨て)を評価基準の算出方法により評価する。また、JVでの成績も含める。

### 優良工事表彰について

本市が行っている優良工事表彰について、その実績がわかる書類(①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写)を提出すること。写しの代わりに一覧表の提出でも可(表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの)。JVで表彰された実績も含める。

### 労働安全衛生マネジメントシステムについて

労働安全衛生マネジメントシステム(ISO45001、JISHA方式適格OSHMS)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の認証について評価する。

認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。

※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。

## 会社資料 (地域・社会貢献度)

会社名

---

No.●●

地域・社会貢献度について、次のとおり資料を提出します。  
(該当する項目数を記入するとともに、以下の9項目のうち、選択する項目に☑する(最大5項目)。)

該当する項目数( 項目)

- 障害者雇用あり(以下の該当する項目に☑する。)
  - 障害者雇用促進法で義務付けのある40.0人以上の事業主
  - 上記以外の企業
- 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(=もにす認定)認証取得あり
- 次世代育成支援活動実績あり
- 災害協定締結あり
- ISO認証取得あり
- 建設キャリアアップシステム導入実績あり
- ホワイト企業マーク認証取得あり
- 継続教育に係る取組実績あり
- 若手技術者等の確保に係る取組実績あり

※実績等がある場合は必ず、証明書類を添付してください。

### 障害者雇用について

障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業(40.0人以上の事業主)は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること(身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であることを確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること(8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る)。上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。(併せて令和6年6月1日現在の常時雇用(3ヶ月以上)を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可)

### 障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定(もにす認定)について

もにす認定の認証があれば評価する。認証については、都道府県労働局から交付された認定通知書の写しの提出により確認を行う。

### 次世代育成支援活動実績について

育児休業制度については、就業規則の写しにより確認する。労働基準監督署の受付印が確認できる写しを提出すること。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しも併せて提出すること。(育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可)

### 災害協定締結について

本市との災害協定書の写しを添付すること。

### ISO、M-EMSの認証所得について

ISO9000S、ISO14001、M-EMS(ステップ2又はステップ1)のいずれかの認証があれば評価する。ISOの認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。

認証されている事業活動と登録を受けている事業所(本社、工場、工事関係部署等)のわかる書類も添付すること。  
※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。

### 建設キャリアアップシステム導入実績について

建設キャリアアップシステムを導入していれば評価する。登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ(はがき)」又は「事業者登録完了メール」の写し等及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真の提出により確認を行う。

### ホワイト企業マーク認証取得について

「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出により確認を行う。

### 継続教育に係る取組実績について

雇用している技術者のCPD(S)認定講習会の受講歴(当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和6年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。)があれば評価する。雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和6年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出により確認を行う。

### 若手技術者等の確保に係る取組実績について

三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。Webページの写しの提出により確認を行う。

## 会社実績資料 (同種工事、類似工事)

会社名

---

No.●●

会社実績(同種工事、類似工事)について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

同種工事     
 類似工事     
 工事实績なし

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

平成21年度以降に完成した同種又は類似工事の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)としての施工実績を記入すること。(いずれか1件とし、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注のものに限る。)

同種工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

類似工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

なお、次のとおり契約内容書類と工事内容書類を添付すること。

契約内容書類 (右記のいずれか)	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写し <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写し <input type="checkbox"/> 竣工登録されたコリンズ登録内容確認書(工事实績)の写し
---------------------	---

工事内容書類	<input type="checkbox"/> 竣工登録されたコリンズ登録内容確認書(工事实績)の写し(技術データを含むもの) <input type="checkbox"/> その他、工事内容が確認できる仕様書・図面等 ※上記登録内容確認書のみで工事内容が確認できる場合は、省略可。
--------	---

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。

## 施工体制資料 (地元業者施工率)

会社名

---

No.●●

当該工事の施工体制について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内業者の割合80%以上       市内業者の割合80%未満

自社又は1次下請による工事内容	施工の別(○印を付ける。)		
	自社施工	1次下請施工	
		市内業者	市外業者
施工率[%]			

- ・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上かどうかについて申告してください。
- ・地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、本資料を契約書に綴じ込むこととし、契約後、工事一部下請負届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認します。
- ・契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。
- ・80%以上を申告した場合、施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。
- ・施工率[%]は、自社の見積りをベースに、「元請(市外・市内)」「1次下請施工(市内・市外)」の別に施工率を記載してください。
- ・地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び1次下請)の請負金額の割合をいいます。
- ・機械器具設置等における「機器費」は算定の対象外としますので、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定してください。

## 施工体制資料 (地元業者施工率)

会社名

---

No.●●

当該工事の施工体制について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内業者の割合80%以上       市内業者の割合80%未満

自社又は1次下請による工事内容	施工の別(○印を付ける。)			
	元請		1次下請施工	
	市外	市内	市内業者	市外業者
施工率[%]				

- ・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上かどうかについて申告してください。
- ・地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、本資料を契約書に綴じ込むこととし、契約後、工事一部下請負届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認します。
- ・契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。
- ・80%以上を申告した場合、施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。
- ・施工率[%]は、自社の見積りをベースに、「元請(市外・市内)」「1次下請施工(市内・市外)」の別に施工率を記載してください。
- ・地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び1次下請)の請負金額の割合をいいます。

**※元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合**

**自社施工額(元請の請負金額のうち1次下請の金額を除いた額)を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、  
そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額うちの市内本店分として、施工率を記載してください。**

・機械器具設置等における「機器費」は算定の対象外としますので、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定してください。



## 【記入例】施工体制資料 (地元業者施工率)

会社名 四日市・楠特定建設工事共同企業体

No.●●

施工体制について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)

市内業者の割合80%以上      市内業者の割合80%未満

自社又は1次下請による工事内容	施工の別(○印を付ける。)			
	元請		1次下請施工	
	市外	市内	市内業者	市外業者
下記以外の工事(市外業者分 出資比率60%)	○			
下記以外の工事(市内業者分 出資比率40%)		○		
外構工事			○	
外壁工事			○	
塗装工事			○	
電気工事			○	
管工事				○
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 20px; background-color: #e0f0ff; padding: 10px;"> <p style="color: red; margin: 0;">自社の見積りをベースに、「自社施工」「1次下請施工(市内・市外)」の別に施工率を記載してください。※施工率の[%]合計 = 100%</p> <p style="color: red; margin: 0;">《元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合》                      自社施工額(元請の請負金額のうち1次下請の金額を除いた額)を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額の中の市内本店分として、施工率を記載してください。</p> </div>				
施工率[%]	12.0%	8.0%	75.0%	5.0%

- ・総合評価当該工事において地元業者施工率が80%以上かどうかについて申告してください。
- ・地元業者施工率が80%以上であると申告した場合は、本資料を契約書に綴じ込むこととし、契約後、工事一部下請負届け及び下請負契約書の写しで下請負金額を確認します。
- ・契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定してください。
- ・80%以上を申告した場合、施工において最終的に80%未満になると減点対象となります。
- ・施工率[%]は、自社の見積りをベースに、「元請(市外・市内)」「1次下請施工(市内・市外)」の別に施工率を記載してください。
- ・地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者(元請及び1次下請)の請負金額の割合をいいます。

**※元請が市外業者と市内業者で構成される共同企業体の場合**

**自社施工額(元請の請負金額のうち1次下請の金額を除いた額)を出資比率で按分した金額を各構成員の施工額とし、  
そのうち市内業者である構成員の施工額を、自社施工額の中の市内本店分として、施工率を記載してください。**

- ・機械器具設置等における「機器費」は算定の対象外としますので、「機器費」を除いた額で、地元業者施工率を算定してください。



# 技術者実績資料 (同種工事、類似工事等)

会社名

---

No.●●

技術者実績(同種工事、類似工事等)について、次のとおり資料を提出します。(該当する項目に☑チェックする。)  
※ 配置予定技術者ごとに1葉(1式)を提出すること。

同種工事   
 優秀工事技術者表彰   
 類似工事( 若手技術者 左記以外 )   
 工事实績なし

配置予定主任技術者の氏名		
資格		
工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所(市町村名)	
	契約金額	¥
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事した役割	<input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 主任技術者(監理技術者)
	従事した期間	<input type="checkbox"/> 工期と同じ <input type="checkbox"/> 工期の一部の期間( 年 月 日~ 年 月 日)
	受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等		

平成21年度以降に完成した同種又は類似工事の元請又はJV構成員(構成比率20%以上)としての施工実績を記入すること。(いずれか1件とし、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人のいずれかが発注のものに限る。)又は令和2年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰された実績を記入すること。

同種工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

類似工事とは○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○とする。

※現場代理人としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中(工事を全面的に一時中止している期間を除く)、工事に従事した実績をいう。主任(監理)技術者としての工事实績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間(工事を全面的に一時中止している期間を除く)において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいう。

同種工事又は類似工事の場合は、次のとおり契約内容書類と工事内容書類を添付すること。  
優秀工事技術者表彰の場合は、表彰の写しを添付すること。

契約内容書類 (右記のいずれか)	<input type="checkbox"/> 契約履行証明の写し <input type="checkbox"/> 工事完成認定書の写し <input type="checkbox"/> 竣工登録されたコリンズ登録内容確認書(工事实績)の写し
工事内容書類及び 技術者の配置状況確認書類	<input type="checkbox"/> 竣工登録されたコリンズ登録内容確認書(工事实績)の写し(技術者名・技術データを含むもの) <input type="checkbox"/> その他、工事内容・技術者配置状況が確認できる仕様書・図面等 ※上記登録内容確認書のみで工事内容・技術者配置状況が確認できる場合は、省略可。

※JVの実績の場合は、出資比率が確認できる書類も添付すること。



# 工程管理に関する技術資料

No.●●

会社名：

提案項目 1 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

# 工程管理に関する技術資料

No.●●

会社名：

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ



# 品質管理に関する技術資料

No.●●

会社名：

提案項目 1 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

# 品質管理に関する技術資料

No.●●

会社名：

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ





# 周辺環境に関する技術資料

No.●●

会社名： \_\_\_\_\_

提案項目 1 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

# 周辺環境に関する技術資料

No.●●

会社名： \_\_\_\_\_

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○/●ページ



# 施工上の課題に関する技術資料

No.●●

会社名： \_\_\_\_\_

提案項目 1 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○/●ページ

# 施工上の課題に関する技術資料

No.●●

会社名： \_\_\_\_\_

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

技術資料作成上の留意事項

# 〇〇に関する技術資料

No.●●

会社名：

(注)提案項目を示す場合のシート。公告の時に選択すること。

〇〇について、次のとおり技術資料（技術提案書）を提出します。

**【テーマ】**

当工事は、・・・・であり、確実な施工を行うには現場における施工管理が重要な課題である。このことを踏まえ、「項目1 〇〇の管理」「項目2 △△作業の管理」の2項目について、具体的な対策の提案を求める。

提案項目1 (対策名:「〇〇の管理」について)	
①	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>
②	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>
③	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>
提案項目2 (対策名:「△△作業の管理」について)	
①	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>
②	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>
③	<p>【提案内容】</p> <p>【提案理由及び効果】</p> <p>【具体的な確認方法】</p>

提案項目1及び2で、発注者が示した提案項目の文字の加筆・修正は行わないでください。

**<技術資料作成上の留意事項>**  
**(1)技術資料様式について**  
**ア. 提案項目について**  
 ・提案項目は、発注者が示す2項目とします。  
 ・提案項目1及び2で提案の記述がない提案項目については、評価しません。  
 ・発注者が示したものの以外の提案項目を入札参加者で設定し、記述した場合は、その提案項目は評価しません。  
 ※1項目の提案項目あたり3提案を上限とします。なお、1提案に複数の提案が記載されていると技術審査会が判断したもののについては、当該提案のうち、最初に記載されているものを評価します。  
**イ. 様式の「提案内容」欄**  
 ・発注者が示した提案項目について、留意すべき課題を踏まえた提案内容を、具体的かつ簡潔に記述してください。  
 ・記述された提案内容が実施不可能なものについては、評価しません。  
**ウ. 様式の「提案理由及び効果」欄**  
 ・「提案内容」欄に記述した提案内容により得られる提案理由及び効果を記述してください。  
**エ. 様式の「具体的な確認方法」欄**  
 ・提案内容毎に具体的な確認方法(発注者が提案内容の履行を確認する方法)を必ず記述し、提出してください。  
 ・具体的な確認方法の記述がない場合、その提案内容は評価しません。  
**オ. その他留意事項**  
 ・様式は、A4片面印刷とします。  
 ・提案項目1及び2の提案内容等(上限3提案まで)は、所定の様式に収まるように記述し、提出してください。  
 ・記述する文字の大きさは、11ポイント程度にしてください。  
 ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないでください。  
 ・提案項目1及び2のそれぞれの提案内容等の記述量については、必要に応じて提案①～③を区分する罫線を移動してください。ただし、発注者が様式として記述した箇所(テーマ、提案項目1及び2の見出し欄、ページ下の備考など)は加筆、修正及び削除しないでください。

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
 ※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

# 〇〇に関する技術資料

No.●●

会社名：

## 提案項目 1 の補足資料

### (2)補足資料様式について

- ア. 補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。
- イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案内容の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。
- ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を提案項目ごとに最大1ページで記述し、提出してください。
- エ. 補足資料様式は、A4片面印刷とします。
- オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

# 〇〇に関する技術資料

No.●●

会社名：

---

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ



技術資料作成上の  
留意事項

# 〇〇に関する技術資料

(注)提案項目を示さない場合のシート。  
公告の時に選択すること。

No.●●

会社名：

〇〇について、次のとおり技術資料（技術提案書）を提出します。

**【テーマ】**  
本工事箇所は、住居及び学校に近接していることから、周辺環境に対する配慮が必要である。粉塵・騒音・振動等の具体的な環境対策について、提案を求める。提案については2項目とする。

<b>提案項目 1</b> （対策名： _____）	
①	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】
②	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】
③	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】
<b>提案項目 2</b> （対策名： _____）	
①	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】
②	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】
③	【提案内容】  【提案理由及び効果】  【具体的な確認方法】

**<技術資料作成上の留意事項>**  
**(1)技術資料様式について**  
**ア. 提案項目について**  
 ・提案項目は、2項目とします。  
 ・提案項目の内容(対策名： の箇所)は、発注者で示しません。入札参加者がテーマを踏まえた提案項目を設定し、記述してください。なお、その場合、1項目の提案項目に、複数の項目を記述しないでください。※1項目の提案項目あたり3提案を上限とします。なお、1提案に複数の提案が記載されていると技術審査会が判断したものについては、当該提案のうち、最初に記載されているものを評価します。  
**イ. 様式の「提案内容」欄**  
 ・入札参加者が設定した提案項目について、留意すべき課題を踏まえた提案内容を、具体的かつ簡潔に記述してください。  
 ・記述された提案内容が実施不可能なものについては、評価しません。  
**ウ. 様式の「提案理由及び効果」欄**  
 ・「提案内容」欄に記述した提案内容により得られる提案理由及び効果を記述してください。  
**エ. 様式の「具体的な確認方法」欄**  
 ・提案内容毎に具体的な確認方法(発注者が提案内容の履行を確認する方法)を必ず記述し、提出してください。  
 ・具体的な確認方法の記述がない場合、その提案内容は評価しません。  
**オ. その他留意事項**  
 ・様式は、A4片面印刷とします。  
 ・提案項目1及び2の提案内容等(上限3提案まで)は、所定の様式に収まるように記述し、提出してください。  
 ・記述する文字の大きさは、11ポイント程度にしてください。  
 ・入札参加者が特定できる企業名等の記述はしないでください。  
 ・提案項目1及び2のそれぞれの提案内容等の記述量については、必要に応じて提案①～③を区分する罫線を移動してください。ただし、発注者が様式として記述した箇所(テーマ、提案項目1及び2の見出し欄、ページ下の備考など)は加筆、修正及び削除しないでください。

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
 ※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

# 〇〇に関する技術資料

No.●●

会社名：

## 提案項目 1 の補足資料

### (2)補足資料様式について

- ア. 補足資料様式には、必要に応じて提案項目に記述した内容を補足説明するための図面・表・写真等の写しを添付してください。
- イ. 添付した図面・表・写真等は、どの提案内容の、どの記述箇所を補足説明したものかわかるようにしてください。
- ウ. 補足資料様式は、補足説明するための図・表・写真等を提案項目ごとに最大1ページで記述し、提出してください。
- エ. 補足資料様式は、A4片面印刷とします。
- オ. 図面・表・写真等に、入札参加者が特定できる企業名等の表示はしないでください。

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○/●ページ

# 〇〇に関する技術資料

No.●●

会社名：

提案項目 2 の補足資料

※本資料は、契約書に綴じ込むこととし、総合評価方式技術提案履行確認協議書により履行を確認します。  
※記述にあたっては、「技術資料作成上の留意事項」を確認してください。

○／●ページ

## ヒアリング出席者（配置予定技術者）届出書

令和 年 月 日

四日市市長 あて

住所  
商号又は名称  
代表者名

印

下記工事の配置予定技術者については、四日市市一般競争入札参加資格確認申請書において予備の技術者を届け出ましたが、届け出た者のうち下記の者を配置予定技術者としてヒアリングに出席させます。

## 記

公告番号	No.
工事名	
工事場所	

配置予定 の技術者 等	主任又は 監理技術 者	氏名		生年月日	
		資格又は経験年数			
		監理技術者資格者証番号			

## 注意事項

- 1 入札参加資格確認申請書で予備の配置予定技術者を届出た会社については、ヒアリング時の配置予定技術者を1名決定し、この書類を提出して下さい。
- 2 この書類は、ヒアリング時に持参し提出して下さい。
- 3 評価項目の「ヒアリング」については、この書類に記載された者を対象に評価します。
- 4 ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できません。